

平成 30 年 6 月 30 日

埼玉県みどり自然課
課長 梅本 祐子 様

平成 30 年度の「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画」策定に当っての骨格部分に関する質問状

くぬぎ山地区自然再生協議会・運営委員
全国環境保護連盟・代表
岩田 薫

平成 30 年度は、15 年以上にわたって継続されてきたくぬぎ山自然再生活動の大きな節目になる年です。「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画」の策定は、今後のくぬぎ山の将来を左右する重要な計画であることは間違ありません。平成 29 年度は、埼玉県による自然環境調査の実施をめぐって、協議会が不信感を抱かざるを得ない県の不祥事がありましたが、今年度の実施計画の策定に際しては二度と同じ過ちをくり返すことは許されません。

平成 30 年度の第 1 回協議会開催に当って、上記の理由から実施計画策定を進めるうえでの骨格部分について、あえて協議会の場で県の正式な見解を聞きたいと考え質問状を提出します。ぜひ、県による真摯な回答をお願いします。

記

1. 『くぬぎ山全域の保全再生』の実現を実施計画策定の柱とすることに関する県の見解について

埼玉県が平成 29 年度に実施した「くぬぎ山地区自然環境調査」については、本年 5 月 24 日の運営委員会で、私たち全環連の指摘（別紙、「くぬぎ山地区自然環境調査」が欠陥調査であることの問題点）や、勅使河原くぬぎ山地区自然再生協議会・元会長の意見等について、県は今日に至るまで納得できるだけの回答を示していません。このままでは、平成 30 年度内に策定する「くぬぎ山地区自然再生実施計画」の効果的な検討が困難な事態に至ることは明白です。

特に、くぬぎ山の実施計画策定において、最大の課題である現況樹林の有効保全策の「特別緑地保全地区」を計画的に指定していく上で、重要情報となる希少種を始めとした動植物調査が、既に保全済みの公有地内のみでしか実施されていない欠陥は致命的です。この点について、3 月 26 日付の埼玉県からの文書では、「すべての樹林地の保全重要性が高いと考えており、くぬぎ山地区全体として保全再生を行うべき」と、みどり自然課は明記し自然環境調査の結果など関係なく全域を一挙に保全するかの考えが示されています。

実施計画の検討に際して、最大の論点になる課題ですので改めて確認しますが、県みどり自然課としては理想論や総論でなく当面の実現策が求められる実施計画の策定について、上記経緯を踏まえれば、くぬぎ山全域の保全再生を実現する計画を県が責任を持って進めるべきものと思いますが、現時点の県の見解を明らかにしてください。

2. 実施計画策定を目的とした自然環境調査の内容とその活用に関する見解について

埼玉県が、平成 29 年度に実施計画検討のための自然環境調査をあえて実施することの意味を全く理解せず、くぬぎ山全域の保全再生を行うとのべき論だけを単純に振りかざす背景には、コンサルタント会社によるミスリードが大きいものと推定されます。それは、「どのような理屈で民地を除き公有地のみを調査することで、くぬぎ山全体の動植物相の把握が可能となるのか？」との私たちの質問に対し、県は 3 月 26 日付文書で自然環境調査を実施したコンサルタント会社の見解として「特定の環境条件下の生物相は類似する、との考えに基づき代表的な環境を網羅する調査により全域の生物を推定する、サンプリング調査が一般的に行われる」と県を通じて回答しています。しかしながら、「こうした調査は実施計画策定のための目的を持った調査ではなく、概況を推定するための単なる動植物調査にすぎず、しかも予算規模から見ても 152ha 全域で現地調査を行うことが十分可能な調査である」と言うのが全国的なレベルで自然再生を専門としている研究者の見解です。

コンサルタント会社の言いなりの手抜き欠陥調査に税金を投入した、県の責任は大きいと言わざるを得ません。県は、平成 29 年度にくぬぎ山地区自然再生協議会に隠して自然環境調査を進めたプロセスについては謝罪しましたが、そのプロセスだけでなく自然環境調査の結果についてもやり直しが求められる不備な調査であることが明らかです。県は、コンサルタント会社が主張するあくまでもくぬぎ山全体の調査を行わないサンプリング調査による推定情報で実施計画の検討が本当に可能と考えているのか否かと、可能と考えているのであれば今回の調査結果を活用した全域保全の具体策を示してください。

3. 実施計画策定の具体化に際しての「くぬぎ山地区自然再生協議会」との合意形成に関する見解について

本年 3 月 3 日に開催された第 35 回くぬぎ山地区自然再生協議会では、平成 30 年度に策定する「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画策定業務共通仕様書・案」が小委員会から提示され、この仕様書に基づいて進めることができました。実施計画の策定に当っては、協議会において十分に協議しなければならないことが「自然再生推進法」に明記されており、協議会との調整・協議がこれまで以上に求められる点を十分認識すべきです。また、上記の共通仕様書の業務内容（3）においては、「自然再生協議会を始めとした環境団体等へのヒアリングを行うこと」が、業務発注内容に明記されており、特に環境団体等とのヒアリングによる意見交換が不可欠となっている以上、私たちとも直接協議すべきですが信頼のおけるコンサルタント以外は、私達としては対応するつもりは全くありません。

昨年度の自然環境調査においては、自然再生事業への能力が低く手抜き調査を行うコンサルタントを選定したこと、大きな問題があったことは間違ひありません。

今年度の実施計画策定の業務発注に当っては、同じ過ちをくり返すことなく「自然再生推進法」により協議会との協議が規定されていることを重視し、協議会・会長等の協議会責任者の意向が反映可能となり、協議会との合意形成がスムーズとなる選定方法を行うべきと考えますが、県の見解を明らかにしてください。

※私たちのNPOは、「自然再生推進法」の主旨に則り官民の協働による全国の自然再生事業を支援する活動を続けていますが、その観点からは埼玉県が開設している『くぬぎ山自然再生事業ホームページ』における情報公開に問題があります。「くぬぎ山地区自然再生協議会」における協議内容と協議結果等を示した、議事録や提示・提出資料等が公開されておらず、事務局である県が作成提示した資料のみがアップされているにすぎません。特に、昨年度の協議会では、公開質問状や意見書等の提出に基づく議論が何度か行われましたが、これらの資料は一切開示されておらず現時点では協議経緯が全くわかりません。議事録を始め協議会への提示・提出資料は、自然再生事業を幅広い連携の中で進めていく基本ツールとなる正式資料として極めて重要ですので、ホームページ上に公開すべきことを要請します。

平成 30 年 5 月 24 日

埼玉県みどり自然課
課長 梅本 祐子 様

「くぬぎ山地区自然環境調査」が欠陥調査であることの問題点

くぬぎ山地区自然再生協議会・運営委員
全国環境保護連盟・代表
岩田 薫

埼玉県が平成 29 年度に実施した「くぬぎ山地区自然環境調査」につきましては、平成 16 年以来の「くぬぎ山地区自然再生協議会」との連携の経緯を県が一方的に無視し、みどり自然課長が協議会に謝罪するに至ったことは周知の通りです。その後、平成 30 年度に入つて調査が完了していることから、「くぬぎ山地区自然環境調査業務委託報告書」の運営委員全員への送付を求め、その内容について運営委員会で協議すべき旨の申し入れを行いました。

私は、既に 3 月 3 日および 4 月 11 日付の県みどり自然課長あてに文書を提出し、「自然環境調査」の問題点を指摘しましたが、今回報告書の完成版が送付されたことから、改めて全国で実施されている自然再生事業の自然環境調査との比較等も踏まえて、内容を精査しました。

結論を示すと、県が実施したこの調査は自然再生実施計画策定に意味を為さない欠陥調査であることが明らかです。多くの問題点が指摘できますが、今回は 2 点の基本的な問題について、明確な記録を残すことを意図し文書で提出します。

1. 調査対象地が既に保全されている公有地に限定し民地が除外されたことの問題点

最も大きな問題点は、調査の対象地が全 152ha のくぬぎ山全体の中の公有地部分しか対象にしていないことです（運営委員会の指摘を受け、一部民地も 9 月以降に調査）。平成 30 年度に策定予定の実施計画における最重要課題は、くぬぎ山は大部分が民地であることから、これを地権者の納得が最も得やすい「特別緑地保全地区」等に指定し、保全の実現を具体化していくことにあります。

その際に求められるのは、希少動植物の確認箇所等を通じた民間樹林地の保全重要性に関する分析評価が不可欠な根拠となります。自然環境調査を実施する最大の意味は、くぬぎ山全域を対象に大面積を占める民地での自然環境上の重要性を客観的に評価し、保全地区指定の優先順位の有力な判断材料にすることにあります。それを、既に保全の担保が済

んでいる公有地だけを対象に時間と経費を投入する調査を行うことは、実施計画とそのための基礎調査であることの根本的な意味を、県も実施したコンサルタント会社も全く理解していない、としか思えません。

この点については、私が提出した3月3日付文書でも指摘しましたが、県からは3月26日付で、下記の回答がありました。

「県は民間樹林地1つ1つの保全の重要性を希少種の有無等により評価するのではなく、すべての樹林地の保全重要性が高いと考えており、くぬぎ山地区全体として保全・再生を行なうべきだと理解しております。従いまして、今回の調査結果を活用して、民間樹林地を含むくぬぎ山地区全体の実施計画案を作成し、協議会に諮る予定です。」

この見解を見る限り、県としては民間樹林地の保全方策として協議会で検討された「特別緑地保全地区」の指定を、民間樹林地すべての保全重要性が均一に高いと判断し、重み積み等の評価を行うことなく全て指定することを、実施計画に明記すると解釈されます。最終的には全域指定の目標は掲げつつも、財源等の制約があるからこそ、自然環境調査の結果等を活用し、保全地区指定の現実的な指定手順等を検討していくことこそが、実施計画の内容になるはずです。

県が示すように、すべての樹林地の自然環境上の重要性が均一に高いのがわかっているのであれば、はなから自然環境調査などあえて行う必要はありません。

2. 公有地内で実施されている「保全管理イベント」場所を重点調査しないことの問題点

上記したように、今回の「自然環境調査」実施の最大の論点がズレていることを別に、公有地のみに調査対象を限定したとしても、大きな問題点があります。

これまで、くぬぎ山地区自然再生協議会では平成22年から、「市民参加による保全管理イベント」を主要な活動として継続的に実施していることは、周知の通りです。この実施場所は、公有地を対象としており、その際に植生管理作業の目標と作業内容、保全すべき植物等を検討し、除草を避ける植物にはマーキング等の対応もきめ細かく実施されています。こうした内容は、運営委員会等で協議されると共に、県のくぬぎ山自然再生協議会報告のHP内にも掲載され閲覧可能となっています。

当然、公有地を対象とした「自然環境調査」を実施するのであれば、上記した公有地内で開催している「保全管理イベント」の実施場所をターゲットとして、自然再生活動の成果の詳細把握を行うべきです。

今回県が行った「自然環境調査」は、単に公有地内の動植物相調査を行い、確認種目録と希少種地点図等にまとめただけであり、調査を実施するに際して何の狙いも考えも感じられません。全国の自然再生事業の自然環境調査では、当然自然再生活動の実施評価を主要な目的として調査し、その成果を今後の管理活動等に活かしています。

くぬぎ山についても、当然 HP 等での概要把握や協議会関係者等へのヒアリングを通じ、協議会の活動場所自体の詳細調査を行って、実施計画策定に反映させてしかるべきです。

公有地のみを調査対象としたとしても、上記のとおり県やコンサルタント会社は、今回の「自然環境調査」を最大限に実施計画に活かすための視点が全く検討されておらず、この点からも欠陥調査であることは間違ひありません。

以上、他にもくぬぎ山の動植物に関しては関心が高いことから、様々な関係団体の機関誌に分布確認情報が記載されていますが、これらの情報の収集整理も全く行われておらず、単に行政資料のみの文献資料調査が記されており、この点からも手抜き調査と言えます。

こうした問題点は数多く指摘できますが、この報告書の最初に記されている「本業務は、これまでの自然再生事業の経緯を踏まえ、今後策定予定の自然再生事業実施計画作成に当たっての基礎資料となる自然環境調査を実施したものである」との業務目的に反する、單なる動植物調査にすぎない点が、最大の問題です。

県は、自然環境調査の実施プロセスのみならず調査結果の内容についても、もう一度調査をやり直す必要がある欠陥調査であることを十分認識し、今後の実施計画策定に際しては「くぬぎ山地区自然再生協議会」との調整・協議を、これまで以上に重視すべきです。